**（介護予防）訪問リハビリテーション重要事項説明書**

　当事業者がご利用者に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業の目的と運営方針

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の目的 | 　指定（介護予防）訪問リハビリテーションの事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とします。 |
| 運営の方針 | ご利用者の心身の特性を踏まえて、「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図り、その能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、また生活の質を重視した在宅療養が継続できるように、計画的に訪問リハビリテーションを行います。 |

1. 事業所の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 | 社会医療法人　春回会 |
| 名称 | 長崎北病院　訪問リハビリテーション　 |
| 所在地 | 長崎県西彼杵郡時津町元村郷800 |
| 代表 | 理事長　井上健一郎 |
| 管理者 | 佐藤　聡 |
| 電話番号 | ０９５−８０１−３３６０ |
| FAX番号 | ０９５−８０１−３３６１ |
| 介護保険指定事業所番号 | ４２１１１２３９６５ |

1. 従業者の職種、員数及び職務の内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員の職種 | 人数 | 常勤 | 非常勤 | 職務の内容 |
| 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 |
| 医師（管理者） | １ | 0 | 1 | 0 | 0 | 管理業務 |
| 医　　　師 | 32 | 0 | 16 | 0 | 16 | 診療業務 |
| 理学療法士 | 7 | 0 | 7 | 0 | 0 | 訪問リハビリテーション業務 |
| 作業療法士 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 訪問リハビリテーション業務 |
| 言語聴覚士 | 2 | 0 | 3 | 0 | 0 | 訪問リハビリテーション業務 |

※基本的に一人のご利用者に一人の療法士が担当致します。ただし週に2回以上利用の場合には、複数の療法士で担当させて頂き、より広い視点でご利用者を支援できればと考えております。

1. サービス提供時間

　　営業日：月曜日から土曜日。ただし、国民の祝日及び１２月２９日から１月３日までは休業します。

　　営業時間：午前８時４５分から午後５時３０分まで（土曜日は午後1時まで）

1. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、時津町、長与町全域、長崎市岩屋、滑石、横尾、三重、式見、

小江原、緑が丘、山里、西浦上、三川中学校地区とします。

1. サービスの開始

訪問リハビリテーションを提供するには、かかりつけ医から当事業所に情報提供を頂き、当事業所医師による診察・指示書発行後に開始させて頂きます。ただし、当事業所の医師の診察が出来ない場合はかかりつけ医からの情報提供をもとに開始させて頂きます。訪問リハビリテーションを継続するためには上記の流れを3ヶ月に1回、行う必要があります。かかりつけ医が診療情報提供書を発行した月、当事業所が診察をした月には、支払いが発生致しますのでご了承ください。

1. サービスの内容

「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を目的に、ご利用者に適した訓練プログラムや、ご家族への必要な助言・指導等を担当のリハビリスタッフが評価・作成・実施致します。

1. サービスの中断・終了
2. 病気や怪我で長期の入院が必要な場合は、サービスを一旦中断させて頂き、再開時には担当やサービス提供日が変更になることがあります。その場合は、ご利用者・担当ケアマネージャーへ事前に連絡致します。
3. ご利用者のご都合でサービスを終了する場合、お申し出によりいつでも解約できます。
4. 当事業所の人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知致します。
5. 双方の通知がなくても、ご利用者が介護保険施設に入所した場合、要介護認定が非該当（自立）と認定された場合、ご利用者がお亡くなりになった場合は、自動的にサービスを終了いたします。
6. ご利用者やご家族などが当事業所や職員に対してサービス提供を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
7. 緊急時・事故発生時の対応

サービス提供時に事故もしくはご利用者の病状が急変した場合は、かかりつけ医の指示の下、応急処置を行います。また、速やかに利用者のご家族、ケアマネージャーへの連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

1. 利用料

|  |
| --- |
| （介護予防）訪問リハビリテーション重要事項説明書（料金表） |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | （令和６年６月１日） |
| 項目 | 単位 | 利用料金（1割負担） | 利用料金（2割負担） | 利用料金（3割負担） |
| 訪問リハビリテーション費　　　　　 | ２０分 | ３０８単位 | ３０８円 | ６１６円 | ９２４円 |
| 40分 | ６１６単位 | ６１６円 | １２３２円 | １８４８円 |
| 60分 | ９２４単位 | ９２４円 | １８４８円 | ２７７２円 |
| 介護予防訪問リハビリテーション費 | 20分 | ２９８単位 | ２９８円 | ５９６円 | ８９４円 |
| 40分 | ５９６単位 | ５９６円 | １１９２円 | １７８８円 |
| 60分 | ８９４単位 | ８９４円 | １７８８円 | ２６８２円 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | 20分 | ６単位 | ６円 | １２円 | １８円 |
| 40分 | １２単位 | １２円 | ２４円 | ３６円 |
| 60分 | １８単位 | １８円 | ３６円 | ５４円 |
| リハビリテーションマネージメント加算（イ） | １８０単位 | １８０円 | ３６０円 | ５４０円 |
| リハビリテーションマネージメント加算（ロ） | ２１３単位 | ２１３円 | ４２６円 | ６３９円 |
| ＊事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、同意を得た場合は（イ）または（ロ）に加算 | ２７０単位 | ２７０円 | ５４０円 | ８１０円 |
| 短期集中リハビリテーション実施加算 | ２００単位 | ２００円 | ４００円 | ６００円 |
| 認知症短期集中　　　　　　　　　　　　　　　リハビリテーション実施加算 | ２４０単位 | ２４０円 | ４８０円 | ７２０円 |
| 移行支援加算 | １７単位 | １７円 | ３４円 | ５１円 |
| 退院時共同指導加算 | ６００単位 | ６００円 | １２００円 | １８００円 |
| 口腔連携強化加算 | ５０単位 | ５０円 | １００円 | １５０円 |

1. 苦情・相談体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ご相談窓口 | ご利用時間 | ご利用方法 |
| 社会医療法人　春回会長崎北病院訪問リハビリテーション担当：笹原順哉 | 月曜日〜土曜日８：４５〜１７：３０（国民の祝日及び１２月２９日から１月３日を除く土曜日は１３：００まで） | 電話０９５−８８６−８７００（代表） |
| 長崎市　市民局福祉部高齢者すこやか支援課 | ８：４５～１７：３０(土・日祝日・１２月２９日～翌年１月３日を除く) | 電話０９５−８２９−１１４６ |
| 時津町役場高齢者支援課 | ８：４５～１７：３０(土・日祝日・１２月２９日～翌年１月３日を除く) | 電話０９５−８２９−１１６３ |
| 長与町役場介護保険課 | ８：４５～１７：３０(土・日祝日・１２月２９日～翌年１月３日を除く) | 電話　０９５−８０１−５８２３ |
| 長崎県国民健康保険団体連合会介護保険課　介護相談担当 | ９：００〜１７：００（土・日祝日を除く） | 電話０９５−８２６−１５９９ |

1. 秘密の保持及び個人情報

サービスを提供する上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密及び個人情報については、ご利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いては、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

但し、ご利用者に係るサービス担当者会議や介護サービス事業所との連絡調整、病院や診療所への受診・入退院時など正当な理由がある場合に限り、ご利用者及びご家族の個人情報を用いることがあります。

1. サービス提供記録の開示

提供したサービスに関する記録の開示閲覧は、ご利用者またはご家族の求めに応じます。

1. 学生の受け入れ

当事業所は、医療介護関連学生の臨床実習を受け入れています。実習は指導者の管理・指導下のもと行います。学生の見学や部分的な業務の体験などをご相談させていただくことがございます。臨床実習を通し、知り得たご利用者またはご家族に関する情報を他者に漏らすことがないよう、プライバシーの保護に留意いたします。

1. 非常災害時の対策

防災管理について病院の規程に従い、非常災害に備えるため、定期的に研修、避難訓練等を実施します。また、災害が発生した場合であっても必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画を策定し、定期的に見直し、研修を行います。

1. 虐待の防止のための措置に関する事項

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

1. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
2. 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
3. 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
4. 前三項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
5. 衛生管理

当事業所は感染症が発生し、又は蔓延しないように次の措置を講じます。

1. 職員の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
2. 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
3. 定期的に開催される感染症対策委員会での決定事項について、従業者に周知徹底します。
4. 従業者に対し、感染症に対する研修を定期的に実施します。
5. 利用者様にも、サービスを利用される際には事業所で決定した感染症対策（消毒、マスク着用、体調不良時の利用制限等）への協力をお願いします。
6. 感染症が発生した場合であっても必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画を策定し、定期的に見直します。

附則

この規定は、平成30年5月1日から施行します。

附則

この規定は、平成30年10月1日から施行します。

附則

この規定は、従業者の職種、員数及び職務の内容を変更し令和１年５月1日から施行します。

附則

この規定は、増税により、利用料変更し令和１年10月1日から施行します。

附則

この規定は、従業者の職種、員数及び職務の内容を変更し令和2年4月1日から施行します。

附則

この規定は、従業者の職種、員数及び職務の内容を変更し令和2年7月1日から施行します。

附則

この規定は、従業者の職種、員数及び職務の内容を変更し令和3年3月1日から施行します。

附則

この規定は、令和３年度介護報酬改定により利用料変更また、従業者の職種、員数及び職務の内容を変更し令和3年4月1日から施行します。

附則

この規定は、料金表の※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和３年９月末までの間、基本報酬（訪問リハビリテーション費）に0.1%上乗せされます。を削除し令和3年10月から施行します。

附則

この規定は、従業者の職種、員数及び職務の内容、苦情・相談体制を変更し令和４年3月1日から施行します。

附則

この規定は、従業者の職種、員数及び職務の内容を変更し令和5年3月1日から施行します。

附則

この規定は、サービスの開始の内容を変更し令和5年8月1日から施行します。

附則

この規定は、従業者の職種、員数及び職務の内容を変更し令和6年4月1日から施行します。

附則

この規定は、令和6年度介護報酬改定により利用料を変更し、また非常災害時の対策、虐待防止のための措置に関する事項、衛生管理を追加し令和6年6月1日から施行します。

附則

この規定は、従業者の職種、員数及び職務の内容を変更し令和7年4月1日から施行します。